

大分大学医学部附属病院放射線部細則

平成21年2月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年規程第1－22号）第9条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院放射線部（以下「放射線部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(放射線部長)

第2条 放射線部長は、病院長の命を受け、放射線部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(放射線部副部長)

第3条 放射線部副部長は、放射線部長を補佐し、放射線部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務分掌)

第4条 放射線部にその業務を分掌させるため、次の部門を置く。

放射線診断部門
放射線治療部門
核医学診療部門
超音波診療部門
磁気共鳴診断部門

- 2 放射線診断部門においては、次の業務を行う。
 - (1) エックス線診断及びその記録に関すること。
 - (2) エックス線フィルムの整理保管に関すること。
 - (3) エックス線診断用機械器具の整備運用に関すること。
 - (4) その他放射線診断に関すること。
- 3 放射線治療部門においては、次の業務を行う。
 - (1) 放射線治療及びその記録に関すること。
 - (2) 放射線治療の計画に関すること。
 - (3) 放射線治療の線量測定に関すること。
 - (4) 放射線治療用機械器具の整備運用に関すること。
 - (5) その他放射線治療に関すること。
- 4 核医学診療部門においては、次の業務を行う。
 - (1) 放射性同位元素による診療及びその記録に関すること。
 - (2) 放射性医薬品の需要計画及び調整に関すること。
 - (3) 放射性医薬品の使用に関すること。
 - (4) 核医学診療用機械器具の整備運用に関すること。
 - (5) その他核医学診療に関すること。
- 5 超音波診療部門においては、次の業務を行う。
 - (1) 超音波診療及びその記録に関すること。
 - (2) 超音波診療用機械器具の整備運用に関すること。
 - (3) その他超音波診療に関すること。
- 6 磁気共鳴診断部門においては、次の業務を行う。
 - (1) 磁気共鳴診断及びその記録に関すること。
 - (2) 磁気共鳴診断用機械器具の整備運用に関すること。
 - (3) その他磁気共鳴診断に関すること。

(運営会議)

第5条 放射線部の運営に関する事項を審議するため放射線部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 放射線部長
 - (2) 放射線部副部長
 - (3) 診療科長又はその代理者 5人
 - (4) 看護部長
 - (5) 医療技術部放射線部門技師長
 - (6) 看護師長 2人
 - (7) その他放射線部長が必要と認めた者
- 3 前項第3号、第6号及び第7号の委員は、病院長が指名する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営会議に議長を置き放射線部長をもって充てる。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 運営会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、放射線部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第1-1号)

- 1 この細則は、平成21年2月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号、第6号及び第7号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院放射線部規程(平成16年医学部規程1-31号)は、廃止する。

附 則 (平成28年医学部附属病院細則第1-6号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。